平成２１年（フ）第２６４号
群馬県高崎市緑町３丁目15番地１　千代マンション102号
債務者　本間　聖章
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４３５号
神奈川県小田原市早川３丁目21番地の２　西城マンションＡ―102、前住所東京都武蔵野市中町１丁目10番６―802号
債務者　宗村美代子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４５１号
神奈川県小田原市蓮正寺528番地　市営螢田住宅１号棟10号
債務者　石川由美子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４７３号
神奈川県秦野市菩提752番地の38
債務者　門馬　直幸
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４７８号
神奈川県秦野市戸川159番地　戸川ハイツ島津326号、前住所愛知県豊川市八幡町弥五郎133番地　コーポ桔梗園Ｂ―10Ｃ号
債務者　廣本　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４７９号
神奈川県足柄上郡中井町岩倉42番地
債務者　内田　勝男
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４８０号
神奈川県足柄上郡中井町岩倉42番地
債務者　内田　靖子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６１号
新潟県上越市大潟区九戸浜492番地12　スカイハイツ202号、前住所愛知県春日井市上条町３丁目122番地　レヂデンス上条102号
債務者　山岸　辰夫
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第６７号
新潟県上越市柿崎区直海浜1422番地22
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２２３号
静岡県駿東郡清水町伏見49番地の２　パークサイドヴィラ205号、前住所静岡県三島市三恵台９番地の４
債務者　水田　佳代
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
静岡県裾野市深良1123番地の23
債務者　市川　麻美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
静岡県裾野市深良1640番地の２　パークヒルズ405、前住所静岡県裾野市岩波７番地の18
債務者　前田　智子（旧姓髙杉）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４８号
大阪市淀川区塚本２丁目11番17号　あきマンション203号
債務者　ブティック遊こと　　西坂智江子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４４８号
大阪市生野区中川２丁目10番17号
債務者　岡本　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６３１号
大阪府八尾市教興寺５丁目23番地
債務者　芋谷　健一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９２０号
大阪市住之江区柴谷２丁目６番51号　203号
債務者　吉田　正幸
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９８２号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　松本　俊樹
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部